

平成 年 月 日

中国運輸局長 殿

自治体等名称:

代表者名:

住 所:

担当者氏名: 所属:

電話番号:

メールアドレス:

### 無償ソフト配布申請書

国土交通省作成「ComMASS」(コンピュータソフトウェア、それに関連した媒体、印刷物(マニュアルなど)以下「製品」と言う。)の無償配布を申請します。

なお、配布後は付属の使用許諾条件書の諸条件を遵守するとともに、下記1に指定された時期に、中国運輸局に関係データをCDR形式で報告すること及び下記2の製品の活用後における地域の公共交通状況に関する調査に協力することを承諾いたします。

### 記

#### 1. 関係データ報告時期

ComMASS

ComMASSを使用して運営管理を開始した場合

路線・系統・ダイヤ等の全面見直しを行った場合

中国運輸局から要請があった場合

#### 2. 地域公共交通状況調査協力

中国運輸局が行う製品の活用後における地域の公共交通状況の調査に、要請に応じ適時協力すること。

#### 3. その他

1.2.において、「中国運輸局」とあるのは、本申請者が中国運輸局の管轄外にある場合は、当該申請者が所在する地域を管轄する運輸局となる場合もあること。

平成12年4月1日以降市町村合併があった場合、合併時期・市町村名を下段に記載してください。

[注]

本申請に対する許諾は、製品の発送をもって代えます。

市町村合併事務局、特別地方公共団体からの申請に対しては、構成、事業概要等をお聞きする場合がありますので、予め下記連絡先に問い合わせください。

使用許諾条件につきましては、予め了知願います。使用許諾書については別途添付しています。

各種報告は、製品の改善に資するためにもお願いするものですので、何分のご協力をお願いします。

1で報告をお願いするデータは、各製品の各使用マニュアルに記載しております、バックアップを作成後、それをCDRに記録して送付願います。なお、2の場合は、別途報告様式等を指示いたします。

担当者の異動等に伴い連絡先メールアドレスが変更された場合は連絡願います。

連絡先

国土交通省 中国運輸局

〒730 - 8544 広島市中区上八丁堀6 - 30 Tel:082 - 228 - 3495

E-mail: chugoku-koukan@cgt.mlit.go.jp

電子文書

平成 年 月 日

中国運輸局長 殿

自治体等名称:

住 所:

担当者氏名: 所属:

電話番号:

メールアドレス:

### 業務委託許諾申請書

平成 年 月 日付けで配布を受けた、ComMASSについて、使用許諾条件書第3条の業務委託を行いたいので許可願います。

### 記

#### 1. 業務を委託する事業者

(1) 氏名または名称

(2) 所在地

(3) 担当者氏名

所 属

電 話 番 号

#### 2. 委託する業務の概要

#### 3. 委託を必要とする理由

#### 4. 委託する期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

製品名 : ComMASS

ライセンス数 : 1

## 使用許諾条件書

本許諾条件書は、上記に示された製品(以下「本製品」といいます)を使用いただくにあたっての国土交通省の許諾条件を明記したものです。本製品は、コンピュータソフトウェア、それに関連した媒体、印刷物(マニュアルなど)を含みます。

### 1. 禁止事項

以下の行為をすることは、一切禁止します。

本書記載内容に違反した、本製品および本製品内のコンピュータソフトウェアの複製および使用、またマニュアルなどの無断転載、複製。

コンピュータソフトウェアの修正・改変・結合・リバースエンジニアリング・ネットワーク上へのアップロード・解析・或いは本製品やその一部に基づく派生的作品の作成。

本製品またはその複製物の貸与、譲渡、中古品取引、再使用許諾、翻訳・リース・貸与・擬似レンタル・再販売・頒布、その他これらに類する一切の行為。

### 2. 使用条件

本書の内容を承諾することを条件とし、国土交通省より配布を受けた、道路運送法80条の許可を受けたバスを運営する地方自治体等(特別地方公共団体を含みます。以下「地方自治体等」といいます)のみに本製品を日本国内で使用する権利を許諾いたします。

本製品の配布を受けた地方自治体等は、当該自治体の交通関係データを整備することのみを目的として本製品を使用することができます。

本製品の著作権は国土交通省に帰属しています。本書はこれらの権利を地方自治体等に譲渡するものではありません。

### 3. 本製品を使用した業務委託

本製品の配布を受けた地方自治体等は、本製品を使用した当該自治体の交通関係データの整備業務を別途書面による国土交通省の許諾を受けた上で、第三者(以下「受託業者」といいます)に委託することができます。

国土交通省の委託許諾を受けた地方自治体等は、本製品を受託業者に一時貸与することができます。但し、本製品の複製はできません。

受託業者は、委託元自治体の交通関係データの整備業務を目的にのみ本製品をインストールおよび使用することができます。

受託業者は、受託業務が完了した時点で、本製品を委託元自治体へ返還し、インストールしたコンピュータより削除(アンインストール)しなければなりません。

受託業者は、第三者への業務の再委託は行えません。

委託元自治体および受託業者が上記に違反した場合、委託元自治体の本製品の使用を禁止し、違反によって生じた損害を委託元自治体および受託業者に請求できるものとします。

#### 4. 賠償責任の制限

いかなる場合にも、国土交通省は、本ソフトウェアの交付を受けた自治体等が、以下のような損害の可能性について通知をしていたとしても、得べかりし収益の損失、節減可能額の損失、或いはデータの消失を含むいかなる付随的、結果的、あるいは間接的損害についても、またはその他の人からのいかなる請求についても、責任を負いません。

#### 5. その他

本書の効力は、地方自治体等が国土交通省より本製品の配布を受けた時点で発生するものとします。

使用者が本書のいずれかの項目に違反したとき、または著作権やその他の知的財産権を侵害したとき、国土交通省は使用者の本製品の使用を禁止し、それによって生じた損害を使用者に請求できるものとします。